

出前なんでも講座

県庁広報課

☎027(226)2171

講座内容 県庁職員が集会などで、県政の課題や取り組みについて説明したり、特技を生かした活動をしたりするものです。現在18分・579テーマを用意しています。詳しくは、メニュー一覧表をご覧ください。

対象 町内会や子ども会などの地域の団体、企業などの民間団体、学校や市町村などの公的団体が主催する、おおむね15人以上の会議や説明会、授業などの集会（営利目的の集会を除く）

費用 無料（有償の資料を使用する場合の経費などは主催者負担）

申込期限 講座を希望する日の15日前

申込方法 所定の申込用紙

メニュー一覧・申込用紙配布場所 館林行政事務所ほか
県ホームページからも入手できます。
<http://www.pref.gunma.jp>

女性の権利 ホットライン

前橋地方法務局人権擁護課

☎027(221)4426

前橋地方法務局および群馬県人権擁護委員連合会では、夫や

パートナーからの暴力や、職場でのセクシャル・ハラスメント（性的嫌がらせ）、つきまとい（ストーカー）などに困っているかたの相談を次のとおり行います。

相談を担当するのは、群馬県内の女性人権擁護委員です。どんなことでもかまいませんので、一人で悩まずお電話ください。秘密は固く守られます。

日時 11月21日（日） 午前10時～午後5時

電話番号 027(243)0008

問い合わせ 前橋地方法務局人権擁護課または、群馬県人権擁護委員連合会☎027(221)4426へ



放送大学学生募集

放送大学群馬学習センター

☎027(230)1085

学びたい！それが入学資格です。テレビとラジオの放送を活用して講義を行う放送大学では、平成17年度第1学期学部生・大学院修士選科生および修士科目生を募集しています。

【教養学部】
募集学生

・全科履修生 4年以上在学し
学士（教養）の学位の取得を目指す学生

・選科履修生 1年間在学し希望する科目を履修する学生

・科目履修生 1学期間（6か月）在学し、希望する科目を

履修する学生
【大学院】
募集学生

・修士選科生 1年間在学し、希望する科目を履修する学生

・修士科目生 1学期間（6か月）在学し、希望する科目を

架空債権の請求にご注意ください

前橋地方法務局太田支局

☎(32)6100

悪質な業者が「法務大臣の許可した債権回収会社」の名前をかたって架空の債権を請求するケースについての相談が、法務局や消費生活センター等に寄せられております。このような請求を受けた場合には、次のとおり対処しましょう。

1 身に覚えのないものは支払う必要はありません。請求に応じないようにしましょう

脅かしのような文句があっても、慌てて支払ったりしないようにしましょう。いったん支払うと、取り戻すことが困難になります。

2 悪質な業者には一切連絡しないようにしましょう

こちらから連絡をすることによって電話番号等の個人情報を知られてしまうおそれがあります。また、たとえ業者側から連絡があっても名前、

住所、電話番号、勤務先等の個人情報絶対に知られないようにしましょう。

3 請求のほがき、封書、電子メールなどは、証拠として保管しておきましょう。請求が何度にもわたる場合など、悪質な場合には犯罪に当たる可能性も考えられますので、最寄りの警察署に相談しましょう

そのためにも、請求の書類等は念のため保管しておいた方がよいでしょう。

4 悪質な取り立てを受けたときには、警察に届けましょう

5 裁判所から呼び出し状などが届いたときには、無視することなく速やかに意義申し立てをしましょう

裁判所から支払い督促が届いた場合、2週間以内に異議を申し立てないと相手の請求を認めたとになり、支払いを迫られることがありますので、覚えのない支払い督促等が届いたら、当該裁判所に対し、すぐに異議

履修する学生
出願受付 12月15日（水）～平成17年2月28日（月）
募集要項の請求（無料）問い合わせ 千371-0032 前橋市若宮町1-13 2 放送大学群馬学習センターへ

6 法務大臣が許可した債権回収会社でなければ、債権回収業を営むことができません

弁護士以外の者が債権回収業を営むためには、法務大臣の許可が必要ですが、法務大臣が会社または法人となることを認可する制度はありません。したがって法務省（または法務局）認可特殊法人といった法人は存在しません。

7 法務大臣の許可した債権回収会社が、担当者の連絡先として携帯電話の番号を指定したり回収金の振込先を個人名義の口座とすることはありません

なお、法務省ホームページ <http://www.moj.go.jp/KAN-BOU/HOUSEI/chousa15.html> には、相談・情報のあった架空請求業者名のほか、法務大臣が許可した債権回収者会社名を公表しておりますのでご覧ください。